

香川県報



第 70 号

平成 17 年

9 月 6 日（火曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

保安林の指定予定の通知
保安林の指定予定
（みどり保全課） 一

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅（二件）
漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるとの届出（三件）
（水産課） 二

道路の供用開始
香川県証紙の売りさばき人の指定の取消し
（道路保全課） 三
（会計課） 三

公告

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出（四件）
土地改良事業の適否決定（三件）
（経営支援課） 七
（土地改良課） 七

土地改良事業の認可
土地改良区の役員退任の届出
土地改良事業の工事を完了の届出
（建設課） 八

開発行為に関する工事を完了

告示

香川県告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十七年九月六日

一 指定に係る保安林の所在場所

高松市室新町字室山・宮脇町二丁目字東石清尾・字中石清尾・西宝町二丁目字西石清尾・西宝町三丁目字西石清尾・郷東町字香東・峰山町字峰山・鶴市町字御殿（以上八字国有林。次の図に示す部分に限る。）

香川県知事 真 鍋 武 紀

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（一）「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び高松市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

香川県告示第五百五十二号

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年九月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定に係る保安林の所在場所

木田郡牟礼町大字牟礼字八栗三四二〇の四

二 指定の目的 名所又は旧跡の風致の保存

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る町森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び牟礼町建設経済課に備え置いて縦覧に供する。)

香川県告示第五百五十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、橋加入区について、平成十三年香川県告示第五百六十号による保険に付すべき義務は、平成十七年九月三日限り消滅したので告示する。

平成十七年九月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第五百五十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、女木島加入区について、平成十三年香川県告示第五百六十号による保険に付すべき義務は、平成十七年九月三日限り消滅したので告示する。

平成十七年九月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第五百五十五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるとおり届出があった。

その指定漁船調査を平成十七年九月六日から同月二十日まで唐櫃漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十七年九月六日

一 発起人の住所及び氏名

小豆郡土庄町豊島唐櫃二五三四番地一

高橋 謙

小豆郡土庄町豊島唐櫃二六〇四番地一

片岡 徳春

香川県知事 真 鍋 武 紀

小豆郡土庄町豊島唐櫃二六五四番地三

大西 孝

二 加入区の名称

唐櫃加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

唐櫃漁業協同組合

香川県告示第五百五十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるとおり届出があった。

その指定漁船調査を平成十七年九月六日から同月二十日まで多度津町高見漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十七年九月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

仲多度郡多度津町佐柳二六六五番地

小崎 安政

仲多度郡多度津町佐柳二八二二番地

松田 伊勢高

仲多度郡多度津町佐柳二八三八番地一

浜口 敏明

二 加入区の名称

佐柳島加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

多度津町高見漁業協同組合

香川県告示第五百五十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるとおり届出があった。

その指定漁船調査を平成十七年九月六日から同月二十日まで詫間漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十七年九月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

- 三豊郡詫間町大字詫間六六五〇番地二 安部 等
- 三豊郡詫間町大字詫間六七一八番地三 尾崎 岩雄
- 三豊郡詫間町大字詫間六一九四番地一 安藤 操

二 加入区の名称

詫間加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

詫間漁業協同組合

香川県告示第五百五十八号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年九月六日から同月二十七日まで一般の縦覧に供する。
 平成十七年九月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 高松綾南線（二百七十六号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾南町大字萱原字下所七七八番七地 先から	一一・五	一九二	平成十三年香川県告示第五百二十三号で変更した区域の一部及び平成十四年香川県告示第四百二十五号で変更した区域
綾歌郡綾南町大字萱原字下所七九二番一地 先まで	一五・〇		

四 供用開始の期日 平成十七年九月六日

香川県告示第五百五十九号
 香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。
 平成十七年九月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 取消年月日

平成十七年八月二十五日

二 住所

観音寺市観音寺町甲三八〇九 八

三 氏名

向井英二

四 売りさばき場所

観音寺市観音寺町甲三八〇九 八

公 告

香川県告示第五百二二号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。
 平成十七年九月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コメリ 新潟県新潟市清水四五〇一番地一

大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南七〇四番地五

株式会社ベスト電器 福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三三三号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

<p>3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所 大規模小売店舗において新たに小売業を行う者 株式会社ゲオ 愛知県春日井市如意申町五丁目一 一番の三 4 変更年月日 平成十七年七月一日 5 変更理由 当該大規模小売店舗において新たな小売業の入店があったため 二 届出年月日 平成十七年八月二十四日 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間 1 縦覧場所 香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課 2 縦覧期間 平成十七年九月六日(火曜日)から平成十八年一月六日(金曜日)まで 四 意見書の提出 法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年一月六日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。 なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。 1 記載すべき項目 (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (二) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革 (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (四) 意見の内容</p>	<p>2 提出先 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ 香川県公告第五百三三号 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号、以下「法」という。)第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。 平成十七年九月六日 香川県知事 真 鍋 武 紀 一 届出の概要 1 届出者の氏名又は名称及び住所 株式会社コメリ 新潟県新潟市清水四五〇一番地一 大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南七〇四番地五 株式会社ベスト電器 福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 2 大規模小売店舗の名称及び所在地 坂出ショッピングセンター 坂出市入船町二丁目三三〇番一ほか 3 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 変更前 株式会社ベスト電器 福岡県福岡市中央区那の津二丁目一番二二号 変更後 株式会社ベスト電器 福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 4 変更年月日 平成十七年六月一日 5 変更する理由 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更のため 二 届出年月日 平成十七年八月二十四日</p>
---	--

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十七年九月六日（火曜日）から平成十八年一月六日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年一月六日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第五百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年九月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コメリ 新潟県新潟市清水四五〇一番地一

大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南七〇四番地五

株式会社ベスト電器 福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三三三号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

坂出ショッピングセンター 坂出市入船町二丁目三三〇番一ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ゲオ

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十時

変更後 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午前二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 駐車区画 A 午前零時から午後十二時まで

駐車区画 B 午前六時三十分から午後十時三十分まで

変更後 駐車区画 A 午前零時から午後十二時まで

駐車区画 B 午前六時三十分から午後十時三十分まで

駐車区画 C 午前六時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

平成十七年八月二十七日

5 変更する理由

顧客の利便性向上のため

二 届出年月日

平成十七年八月二十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十七年九月六日(火曜日)から平成十八年一月六日(金曜日)まで
四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年一月六日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第五百五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年九月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
ブラザービル株式会社 高松市今新町一番地八
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングモール屋島 高松市屋島西町二〇九番地二〇
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(一) 変更前 株式会社ダイエー 代表取締役 蓮見敏男

変更後 株式会社ダイエー 代表取締役 高橋義昭

(二) 変更前 株式会社ダイエー 代表取締役 高橋義昭

変更後 株式会社ダイエー 代表取締役 樋口泰行

4 変更年月日

3の(一)の事項 平成十七年三月三十日

3の(二)の事項 平成十七年五月二十六日

5 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

二 届出年月日

平成十七年八月二十九日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年九月六日(火曜日)から平成十八年一月六日(金曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年一月六日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第五百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年八月十二日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年九月十三日から同年十月三日まで縦覧に供する。

平成十七年九月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
蛙子池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 上苗手地区	土庄町農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 床畑地区	〃

香川県公告第五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市川添土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業久保田地区）を行うことについて平成十七年八月十八日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年九月十三日から同年十月三日まで縦覧に供する。

平成十七年九月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法

第八条第一項の規定により、上牛池地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業下牛池地区）を行うことについて平成十七年八月十八日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年九月十三日から同年十月三日まで縦覧に供する。

平成十七年九月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年八月十五日認可した。

平成十七年九月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）神の木地区
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）大井出上地区

香川県公告第五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市前田土地改良区から役員退任について次のとおり届出があった。

平成十七年九月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏名 住所 退任年月日

監事 吉田新太郎 高松市龜田町一六六番地 平成一七、七、八

香川県公告第五百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十七年九月六日

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高瀬町	団体営経営基盤確立農業構造改善事業	高瀬(原下)地区	平成一〇、一〇、三〇
"	単独県費補助土地改良事業(区画整理事業)	南山地区	平成二一、三、三〇
"	基盤整備促進事業	勝間地区	平成一三、三、二九
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業	大箕池地区	平成一七、八、一二

香川県公告第五百十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年九月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
香川郡香南町大字吉光字中上三六三 一、三六三 八、三六七 一及び三六八 一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
香川郡香南町大字由佐一一七二 香南町長 辻 正雄